

児童手当の振込先に、マイナポータルで登録された「公金受取口座」を利用することができるようになりました！

※ 公金受取口座登録制度：給付金などを受け取るための預貯金口座を1人につき1口座、あらかじめ国（デジタル庁）に登録する制度です。（制度の詳細や、公金受取口座の登録方法等については、デジタル庁のホームページをご覧ください。）

【公金受取口座を利用する場合の手続き】

公金受取口座を児童手当の振込先として利用される場合は、マイナポータルであらかじめ公金受取口座を登録しておく必要があります。

① これから松江市で児童手当を受給する方

第一子のお子さんが生まれたり、他の市区町村から松江市へ転入した時など、新規で児童手当の認定請求手続きをする場合

→「児童手当・特例給付 認定請求書」の「支払希望金融機関」欄の「□公金受取口座を利用します」にをしてご提出ください。

② 既に松江市で児童手当を受給している方

→「児童手当支払金融機関変更届」の「□公金受取口座を利用する」にをしてご提出ください。

【公金受取口座の利用にあたっての留意事項】

- ① 公金受取口座の変更時期によっては、児童手当が変更前の口座に振り込まれる場合があります。
 - ・ **振込口座の変更**を希望される場合は、**児童手当の振込日の前月の10日までに**手続きを完了させてください。
- ② 公金受取口座の**登録を削除した場合**は、子育て給付課へ届出が必要です。
 - ・ 児童手当の振込先として公金受取口座を利用している方が、マイナポータルで公金受取口座の削除をした場合は、「児童手当支払金融機関変更届」の「**□振込口座を指定する**」にをして、ご希望の振込先の口座情報を記入し、口座情報のわかるもの（通帳やキャッシュカードの写し等）を添付してご提出ください。
 - ・ **児童手当の振込日の前月の10日までに**ご提出がない場合は、公金受取口座として登録されていた口座に児童手当が振り込まれる場合があります。
- ③ 受給者以外の名義の口座を公金受取口座に登録している場合、児童手当の振込口座として申請することができません。

【「児童手当・特例給付 認定請求書」・「児童手当支払金融機関変更届」提出先】
松江市 こども子育て部 子育て給付課（本庁⑪番窓口） TEL:0852-55-5326